

令和7年度（2025年度）第1回宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会議事録

- 1 日 時 令和7年（2025年）5月21日（水） 14：00～15：30
- 2 場 所 宗谷合同庁舎 4階 大会議室及びオンライン（北海道 Web 会議システム）
- 3 出席者 別添「出席者名簿」のとおり
- 4 議 題 別添「次第」のとおり
- 5 資 料 別添のとおり
- 6 挨拶、出欠報告等

（1）挨拶

大河内社会福祉課長より開会の挨拶を行った。

（2）オブザーバー紹介

事務局より、新たに委員就任予定の依田大輝氏について紹介、今回オブザーバーとして出席していることを説明。依田氏から挨拶を行った。

（3）参考人の紹介

事務局より、稚内市基幹相談支援センターの中村主幹の出席を説明、守谷委員から紹介があった後、中村主幹から挨拶を行った。

（4）出欠報告

池田委員の欠席を報告した。

7 議事

（1）報告事項

- ① 宗谷圏域障がい者が暮らしやすい地域づくり委員会の概要について、資料1により事務局より説明を行った。

〈大谷推進員〉

ただいまの説明についてご意見・質問等ございますか。

（意見・質問なし）

- ② 令和6年度(2024年度)活動報告について、資料2により事務局より説明を行った。

〈大谷推進員〉

ただいまの説明についてご意見・質問等ございますか。

〈菅原委員〉

2点ほど質問というか、確認させていただきたい事項があります。

まず第2回、第3回で行った、個別事案、非公開ということで行いましたが、先ほどの説明の中では情報提供ということでありましたが、どちらかという内容からいえば、委員の方々にもご意見を伺いたいというような、そういうスタンスだったのではないかなというふうに私認識しております。

そういったことを考えると、できれば、今、いろいろ就労系の方の説明があったようにですね、この個別事案に関してはどちらかという途中経過というかですね、こうなりましたという、今までこうですと、後日また、どういうふうになったか報告さ

せていただきますという形で、言葉が結ばれたんじゃないかなという、記憶がありましたので、できればもうこれに関しての最終的な、決着というか、どういう結論になったのかということ、今日はご説明いただけないかと思いますが、できれば次のときにですね、説明していただきたいなと思います。

それで、これも関係するんですが、そもそもですね、この個別事案というところがですね、先ほど、地域づくり会議に関しての様々なご説明の中で、全く出てこない言葉なんですね。

特定事案とか、そういう言葉はきちんとされてるのですが、この個別事案というのはこの一連の要綱の中でどこに該当するものなのか。

これをちょっとあらためてですね、この令和6年の活動報告とあわせて、先ほどの地域づくり会議の概要にも関わるものですから、この個別事案というものの、取り扱いがどこに該当するのかということの説明していただきたいのと、この個別事案としてこの会議に上がるまでの流れですね、どういう手順でいくのかということもあわせてご説明いただければ、今後個別事案が出てきたときに、ただ通り一辺倒の情報提供ということではなくて、私たちももっと真摯に受けとめて、協議等をしていきたいものですから、その辺の一連の説明をお願いしたいなと思います。よろしく願います。

〈及川主査〉

ご報告をした2件の事案については、もしかしたら委員会への協議申し立てに至る可能性もあったものですから、申し立てがあってからお伝えするよりも、当事務局の方で把握している内容の範囲で、事前に委員の皆さんにもお知らせをしておいた方がいいと判断し、委員会で取り上げさせていただいたという経緯です。

運営要綱等には確かに、協議の申し立ての手続きや、申し立てがあった後の流れしか決まりはないので、事前のこうした、個別事案という言葉だとか、情報提供の取扱いというのは、運営要綱に記載されていないとは思いますが、先ほど申し上げたような経緯があったもので、こちらとしては情報提供というスタンスで、ご報告をさせていただいたつもりでございました。

あと、一応、第3回の委員会の際に、こういうことになりましたということで、お知らせをしたつもりです。

〈大河内課長〉

補足なんですけども、個別事案という言葉は要綱上出てきていないとしたら大変申し訳ございません。ただ、この委員会は原則公開するものとなっておりますけども、個人が特定されたり、不利益が発生する場合については非公開とすることになりますので、そうしたものをこちらの方で個別事案というような言葉を使ってしまいました。そこをご理解いただいて、より適切な言葉がもしあれば、今後そのような言葉を使っていきたいなというふうに思っています。ですので、今後、個人の特定等されるような事案については、同じような取り扱いをさせていただきたいと思っております。

今回、第2回の委員会で議題に上げたのはですね、なかなか相談そのものがあまりない状況の中、相談がありましたので、一応こういう相談がありましたということで、ご報告と情報提供という趣旨で議題にさせていただいたということと、今、及川の方から話がありましたとおり、今後申立て等あった場合に、事前に把握しておいていただいた方が、よりスムーズに、ことが運ぶのかなということもありましたので、情報提供させていただいたということ、それから、2事案上げさせていただいたうちのもう一方については、地域の問題というふうに私ども捉えておりましたので、まず知っておいていただきたかったということ。稚内市内の障がい者福祉事業所に関わられている方はご存じだった方も多いかと思えますけども、必ずしも皆さんご承知だとも限らなかったものですから、今こういう問題が、この管内で起きているということをもまず知っていただきたかったということ。

それから、委員会の中で、何かできることがあるのかどうか、私どもの判断がつかなかったものですから、その辺、委員の皆様にも意見をいただければなというふうに思って、議題とさせていただいたというところです。

〈菅原委員〉

説明ありがとうございました。ある程度、納得した部分もあります。ただ、今後ですね、個別事案を私たちに情報提供なり報告なりしていただくときにですね、もうちょっと内部的な調整を図っていただきたいなと思いました。

まず計画相談に関しての事案のときに、私非常に不思議だったのが、計画相談の事業所の指定は稚内市の方ですよね。ですけどその稚内市の方とのやりとりはちょっと不十分だった感じはしました。

何となく市にとっては寝耳に水みたいな、そういった部分がありましたので、ここに上げる前に関係機関とじっくり話し合った上で、できれば市もオブザーバーという形で、道と一緒に説明をすとか、そういった方法をとっていただきたいのと、あと就労系の事業所の方もですね、ちょっと事業指導係の方との連携は不足してるのかなという感じがいたしました。

ですので、途中経過というのもそうですけど、結論でも全然構わないので、しっかり最終的に確定したことをですね、報告なり情報提供していただいて、すごく親切心ですね、プロセスの説明をしていただいているのかもかもしれませんが、逆に情報が独り歩きしてしまうなどということもありますし、そういったことも含めて、今後、個別事案を上げる上での規則的なこと、それから取り組みの仕方、そういったこともきちんと整理してですね、要綱にきちんとした手順なり定義がされてないのであれば、されていないがゆえにですね、きちんとしたスタンスでやっていただければ、非常に、私たちも真摯に、いろんな意見交換できるのではないかと思います。そちらの方よろしく願いいたします。

〈大谷推進員〉

はい。ありがとうございます。おっしゃるとおりで、事前の関係機関との調整等、

今後していきたいと思います。

それでは、次に進んでよろしいでしょうか。次は協議事項に入ります。令和7年度
の取組案について、事務局の方より、よろしく申し上げます。資料3をご覧ください。

(2) 協議事項

- ① 地域課題の解決に向けた令和7年度取組について、資料3により事務局より説明
を行った。

(大谷推進員)

それでは、前半の部分は、大体昨年度と同様のことを深めていきたいという案にな
っていると思いますけれども、私の方から、障がい者へのちょっとした配慮の事例集
について、これは、令和7年度取組を検討する話の中で出たものなんですけれども、
なぜそういう提案が出たのかという、もともとこの委員会は、差別があったり不当
なことがあったらそれを解決するために、ということではあるのですけれども、逆に
そうではなくて、生きづらさじゃなくて、生きやすさのある社会にするためには、何
か地域でできる、ちょっとした配慮というか、ちょっとしたヒントというか、こうい
うのがあったらいいんじゃないかなというのを、せっかくの機会なので、皆さんの方
からいただいて、多くの方に、普段、どうしたらいいかわからないけれども、こうい
うことなら私もできる、といったものを集められたらいいなという、協議というか、
ちょっとご意見をいただければということで、案として挙げさせていただきました。

このことを含めて、ただいま主査の方から説明があった、今年度の取り組みについ
て、皆さんのご意見をちょうだいしたいと思います。

(意見・質問なし)

(大谷推進員)

私がかちょっと気づいたことなんですけれども、例えば、手に力が入りづらい人が、
詰め替え用の商品を詰め替えるのが大変で、ちょっと工夫があったらいいとか、コ
ップも握るところのついたものがいるんなところで提供できたらいいとか、ちょっ
とした気づきなんですけれども、お金がかかるものとか、大幅に改善するとか、建物
の改修とか、そういう大きな要望とかではなくて、日常的に、ささいなことでもいい
んですけれども、気づかないことっていっぱいあるので、何かちょっとした気づきがあ
ったらいいなというふうに思っているのですけれども。

たまたま最近なんですけれども、杖をついてる方が、片手に荷物を持って、手押し
ボタンの信号機のところに立っていたんですね。渡るんだろうなと思っていたのです
けどなかなか信号が変わらなくて、私はちょっと離れたところから見かけたのですけ
ど、随分信号が変わらないと思っていたんですね。もしかして押してないのかなと思
い、そちらの方に行こうと思ったときに、通りすがりの人がピッと押してさっと通り
過ぎて行ったんですね。その人が渡るわけではなかったのですけど。

そういうことが気軽にというか、ちょっとしたことが行動としてできるか、あの人
なんだろうって思っても、そのままなのか、困っている様子が感じ取れないのか、そ

ういうふうに普段、日々の生活の中でも、それぞれの気づきというかアンテナというか、そういうものがあっていいなというふうに、ちょうどたまたま見かけたことなんですけど。

こんなことがあったらうれしいなとか、こうしてもらったことがよかったとか。私の友達でちょっと片側に麻痺のある人がいるのですが、やって欲しいときはやってと言うよって。余計なことでもできないんですけど、こうやってする？って（きいて）、いや、大丈夫、できるから、ああ、そう、ってというような、そういうふうな言葉の掛け方も、どういう言い方がいいのかとか、声をかけられて嬉しいときと、いやなときと、あると思うので、そのあたりも、どんなふうに周りがしてたらいいのかというのも、思ったりするので。

皆さんの中で、経験だとか、何かよかったな思ったことかあったら。生きづらさというよりも生きやすさを何かいっぱいできたらいいなというふうに思っています。

保村委員どうでしょうか。

<保村委員>

日々、何かしらちょっとした手助けがあればやりやすいかなとか、そういう方と一緒にいる時間が多いんですけども、そうですね、先ほどの大谷さんのお話を聞いて思い出したのが、なかなか手指がうまく動かせない方がいて、その方、お酒を飲むんですけども、ジョッキにしるグラスにしる、うまく口元まで運ばなくて、飲みづらそうにしていたんですよ。それで、ストローを一本挿すことによって、すごく飲みやすかったりだとか、そのストローの長さも、もしかしたらテーブルの位置とかで、少し短い方がよかったら、長いのを切ってさしてあげるとか、それだけでも、その場において、すごく落ち着けたりだとか、不自由を感じる場所を解消できるのかなというふうに思って、やっぱり一緒に、お酒を飲んでいる席で、飲みづらいのをすごく気にしながら周りの方とお話ししたりというよりは、気楽にお酒を飲みながら会話ができるとか、一緒に過ごせるというと、すごく、充実したときと一緒に過ごせるのかなというふうに思いました。

あと、少し前に札幌に出かけたときに、最近、スーツケースがすごく便利で、平らなところだと転がしていけるのでとても楽なんですけども、札幌の街って、意外と地方と違って、地下鉄とかバスだとか、公共の交通機関を利用して移動される方がたくさんいて、使い慣れない駅で降りた方だったのか、そのスーツケースをなかなかうまく地上まで運ばずに困っていたんですよ。私何かお手伝いしようかなと思った瞬間に、他の若い男性の方が駆け寄って、お手伝いしてくれてたのですけれども、地下鉄の駅とかだと、今だとエレベーターがどこかしらにあると思うので、その場所まで案内するということだけでも、その方にとってはとてもありがたいことだろうし、何か手助けできた方も、今日いいことをしたなと、何かお互いに気持ちよく、関われるのかなというふうに思いました。

いろんな障がいの方がいるので、障がい特性によっては配慮する点はいろいろある

のではないかなと思います。

<大谷推進員>

はい、ありがとうございます。

この場で、こういうことないですかと言っても、すぐ出るわけではないと思うので、案として、そういう何か事例集までのものになるか分からないですけど、何か情報提供できるようなものを作るというか、その情報を集めて、どういう方法かは検討が必要ですけど、集めることをすることがいいかどうか、まず、一考いただけたらなと思いますけども。

説明が不十分かもしれないですけど、あまり大きなことではなくて、本当にちょっとしたことの、例えば関係団体にアンケート的に聞くのはどうだろうかという話も、事務局との打合せでしたのですけれども、皆さんの意見を聞きながら、いい方法とか、いやそんなの必要ないよとなれば行わないということになりますけど。

<保村委員>

そもそも、おそらくですけども、この場に集まっている皆さん、おそらく何かしら日々、配慮とかというのを、自分で配慮しようと思ってやっていなくても、何かしら気づいたところを、サポートしているんだろうなというふうに思うんですね。それを業務としてやっている福祉事業所の職員の方なんかは、いろんな、何かスキルを持っていたりだとか、経験をしているはずなので、そういうところは結構、こういう配慮ってすごく利用者さんが安心していられますよとか、そういうのは、事例になるのかなと思うので、そういう情報を集めるとか。一気に集めなくても、今年度こういう声がありましたというのでもいいのかなと思います。一気に全部集めましたというよりも、今年度集まった事例集みたいな感じで、小さいものでもいいのかなと思います。

水戸部さんどうでしょう。

<水戸部委員>

はい、そうですね。日々の中で、そういうちょっとしたささいなことって、きっとあると思うんですね、そして、まして施設とかで、利用者さんとか関わっている方とかでしたら、利用者さんのちょっとした癖とかも分かってあげれば、支援者側も言葉少なく、そして利用者さんも気持ちよく過ごせるのかなという、ちょっと経験の中で感じたことが、やっぱりあります。

そんな情報をみんなで提供できて、うちの施設だったらこれ取り入れられるのかなとか、そんな感じで、ささいなことだけでも、利用者さんが気持ちよく過ごすことができるんじゃないのかなと思うし、それはさらに自分たち支援者も、気持ちよくやっていけることなんじゃないかなと思います。

私の経験で1つ、封筒にチラシを入れるだけの作業でも、その利用者がちょっと癖があって、必ずこう、回して入れる癖があるのを、ちょっと見逃したばかりに、自分のやりやすさで、配慮したとっていたのが、意外とそこを見落としていて、何回も

声かけしなければならなかったという経験があって、ふと思ったときに、その子の特徴というか、癖を分かった瞬間に、こちらが言葉をかけなくてもできるようになったし、向こうも気持ちよくできるようになったという、そんなこともあるので、本当に、そういう利用者さんの癖とかも理解してあげたらいいかなと思いました。

<大谷推進員>

ありがとうございます。

先ほど保村委員がおっしゃっていたように、今すぐここでということではなくて、今後そういう、委員の皆さんと一緒に、そういう見方で、あれ、これ何か使えて報告できるかも、みたいなものがあったら、そういうのを拾っていくというのも、ここの委員会の中でやっていくということで、よろしいでしょうか。

はい。ぜひ、1個でも2個でもいいので拾っていただけたいなと思いますので、方法とかはまた考えていきたいと思いますが、委員会のときでもいいですし、忘れないうちに事務局に言うとおこうということでも構わないので、よろしく願いいたします。

そのほか、今年度、こういうことをやりたいといったことがありましたら。

菅原委員お願いします。

<菅原委員>

今までこの委員会では就労ということをすごく重要視して進めてきました。確かに大切だと思います。ただ、今、実際の現場は、どちらかという、授産の売上を伸ばすということよりも、人をいかに確保するかというのが重要であって、なかなかその両者を達成するというのは難しい環境にあるのかなと思いますので、そういったことも含めて考えていくことも必要。中には、売り上げを伸ばしたくてもこれ以上伸ばせないよ、というところもあるかもしれませんし、そこら辺も含めた形で、どういった形でのPRが必要なかっていうことも含めてですね、動画を作成したっていうことだけではなくて、また別の違うアプローチ、各事業者にしていきたいなと思います。

あともう1つはですね、ちょっと7年度の取り組みというよりは、これから8年度以降になってしまうかもしれませんが、やはり一番、何というか、差別を受けている、差別というのはちょっと違うかな、ざっくばらんに言うと、役所に対して不満を持つ場面というふうに言った方がいいのかな。次のステップに移るときの行政の対応であったり、事業者の対応っていうのは、一番多分差別というか、違和感を感じる場面にあるんじゃないかなと私思います。

特に（障がい）児から（障がい）者に移るときのサービスの利用に際してのですね、不満であったりとか、それから、（障がい）者であったのが、高齢者（期）を迎えて、介護保険に移行するときの、その手続き的なこととか、利用できる・できないも含めたストレス、こういった次なるステップというときの、そういった障がいを持つ方のご不満ということが、多分一番明らかになる場面があると思うので、そういったこと

をいかに解消していくのかっていうことも重要だと思います。

特に（障がい）児から（障がい）者へ移るときというのは、もともと、（障がい）者に向けたサービスの内容であつたりとか、この管内ならこの管内がどういう状況にあるのかということも含めて、保護者の方たちが、どういったサービスを利用するか
の選定をする上です、情報というものも必要でしょうし、それから（障がい）者の方が介護保険サービスを使うときに、結構敷居の高い部分というのがあると思うんです。

例えば障がい者の方で、なおかつ生活保護を受給している方が認知症になったときに、認知症のグループホームに入ろうと思ったとき、今までの収入の範囲内で、その施設を利用できるかどうかという保証もないと、というようなことで、多分挙げれば数はいっぱいあると思います。

ですから次なるステップでの、差別解消であつたり、不満解消ということも、これから考えていかななくてはならないんじゃないかなと思います。

それと最後にですね、就労だけではなくて、障がい者の方の余暇活動に関しての情報提供ということも必要じゃないかなと思います。

多分その代表的なことというのがまずひとつは、地活センターだと思うんですね。管内各町村にどれだけあるのか、ちょっと私、勉強不足で分からないんですが。

働くということではなくて、かといって介護が必要でない、この狭間の人たちを、昔でいうと居場所のない方々って言い方してますけども、私あんまり好きな言葉ではありません。

そうではなくて、就労ではない、それから介護を必要とするわけではないという方たちが、いかに日常的に健やかに暮らせるのかっていうことを考えると、たぶん一番その代表というのが地活センターだと思いますので、地活センターの情報というものも必要だと思います。

それから、先ほど言ったような余暇生活の中でやっぱり大きいのは文化活動であつたりスポーツ活動というのが、障がい者の方たちが（参加できるものに）どういうものがあるのか、例えばどういう団体があるのか。

そういったことも含めて、余暇に関する情報というのも、提供していくことも必要だと思うので、これはちょっと7年度というよりも、次年度に向けての準備期間という形です、就労と同じくらいの柱となり得るような項目というのを設定していただくと、特に児から者に移る親御さんたちの一番安心材料になるんじゃないかなと思いますので、その点よろしく願いいたします。

<大谷推進員>

はい。ありがとうございます。

今の菅原委員の提案、最もなことだなと思います。

余暇活動って本当に大事ですので、私の知る限りでは、（地域活動支援センターがあるのは）稚内市と豊富町と枝幸町？、それも確認しながらやっていきたいと思いま

す。(ご意見は)十分生かしていきたいなと思います、ありがとうございます。

濱田委員どうぞ。

<濱田委員>

菅原委員の意見について、そうですね、ちょうど私なんかは児から者へ変わった保護者なんですけれども、やはり場面場面でのサービス内容について、もっと若い、小学校ぐらいの子供を持っているお母さんなどは、理解していない人がたくさんいるんですよね。

それで私たちの親の会でも、そういった内容を少しでもかみ砕いて伝えていければなという活動はしています。

そして、余暇活動も、居場所のない方々ということで、私たちも小学生から余暇活動の一環として、プール活動を行っています。これはもう平成6年度ぐらいから始まっているのですが、参加する方も少なくなってきたのですが、続けたい方はこれからもずっと続けたいという人もいて、現在、下は中学生から、上は30歳を超えています。そういった方々の居場所として、他にあるものを私も知りたいなと思っています。よろしくお願いします。

<大谷推進員>

はい、ありがとうございます。

その他の、まだ発言されてない委員の方はぜひとも、一言、何かありましたらお願いしたいと思います。

<富樫委員>

障がい者へのちょっとした配慮の事例集作成ということですが、私は精神障がいの病気を患った人間なのですが、同じ活動をする仲間の中でも、統合失調症という精神の病気ですが、よく幻聴が届いたりとかして、やはりこう、疲れれているときとか、忙しいときとか、そういうときに発生するものだと思うので、十分な休憩を取らせてあげるとか、休みをあげるとか、そういうような配慮などは、必要なときもあります。

自分もやはり、体調を整える上で、忙しくなったときは、なるべく課題を抱えたまま先延ばししないで、すぐに解決するようにして、自分自身は体調を整えるようにしている。そういった、私も精神障がいのことしかあまり分からないですが、そういった意見は出せると思います。

<大谷推進員>

ありがとうございます。その他、どなたかいらっしゃいますか。

開米さんどうでしょうか。

<開米委員>

報道でちょっと出ましたけども、枝幸町の地域活動支援センターの建物が、老朽化と狭隘化によって、ちょっと継続するのが難しいということで、令和10年度完成予定なんですけど、施設を新しくつくることになりました。

当初は当法人の方で、国庫補助等を使って建てる準備をしていたのですが、昨今の建設費上昇、費用増大によって、なかなか難しいということで、枝幸町が主体になって、現在の建物も枝幸町の建物ですが、枝幸町が主体となって整備するというで進んでいます。

ただ、順調にいくかどうか、社会情勢が社会情勢なものですから、順調に進むかどうかは心配なんですけれども、とりあえず、今年度は基本設計をつくるということで、今、設計業者の選定を枝幸町の方でしているところです。

それから、当法人の事業所では、障がい者のアート活動に力を入れていて、約12～13年前に一度、枝幸町でアートの展覧会を開催したのですが、今年度久しぶりに開催を予定しています。昨年、「北のポータレスアート」という本を出させていただいた、その出版記念ということもあり、9月24日から10月5日まで、枝幸町の中央コミュニティセンターという会場で展覧会をやる予定です。今後、チラシ等できましたら、皆さんのお手元に届くようにさせていただけたらと思っておりますので、是非とも足を運んでいただければと思います。

<大谷推進員>

はい、どうもありがとうございます。

新施設の完成に向けてということで、明るい情報ですので、嬉しいことだと思いますし、アート展についても、チラシ等いただけたら、また皆さんと情報共有できたらいいなと思います。

それではその他ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

それでは続いて参りたいと思います。

続きまして資料4になります。

聴覚障がいを持つ方への支援の方法についてということで、守谷委員から協議依頼がありましたので、守谷委員からのご説明をいただきたいと思います。お願いします。

<守谷委員>

はい、ありがとうございます。

聴覚障がいを持つ方への支援の方法ということで、まず稚内市の現状ですが、資料4に記載のあるとおり、手話奉仕員の派遣、そして2つ目として、要約筆記奉仕員の派遣というものを事業として行っているところです。

手話奉仕員の派遣についてですが、利用状況、こちらは利用者が今、実人員でお二人、そして、年間の利用回数は延べ約30回前後で推移しているところです。

これは、病院の受診ですとか、いろんな行政手続きのときなどに派遣をしているというものになります。

聴覚障がいでも手帳を持つ方は、今、稚内市で約150名いらっしゃいます。そのうち、手話を実際に使える方というのが2名ということになっています。ほとんどの方は、聴覚障がいを持っていても手話を使えない。例えば、生まれつきではなくて

後天的に聴覚障がいをお持ちになった方が大半を占めているという状況もあります。

そういう方は要約筆記奉仕員の派遣を利用されることにはなるのですが、現状の利用状況としては、1名の方で、年間1回程度で推移している状況にあります。

要約筆記についての説明については資料に記載のとおりですが、その話した内容をすべて文字にして伝えるということではなくて、話した内容を要約して、まとめて伝えるという支援の方法です。

実際の利用回数からしますと、日常生活では大体、筆談で済ませている方が多いのではないかと考えています。

特に最近ではスマートフォンで、話した内容を文字にして画面に表示するというアプリケーションなども、年々良くなってきているということもありますので、そちらを利用している方もいらっしゃるのではないかと推測しているところです。

それで、こちらについて今日の協議内容とさせていただいたのは、市民の方からの提案もあってですね、資料の③のところですが、こういった、今説明したようなアプリケーションを、例えば、よいものがあれば、お互い共有するような仕組みがあればいいですよという、ご意見をいただいたりしているところです。

アプリも、たくさんではないのですが、そこそこ種類があって、無料で使えるものもあれば、有料で、課金をして、お金を払って使えるものなんかもあります。

これは実際に使っている方でないと、その使い勝手のよさとか便利さとか、なかなか分からないものではないかなと思っていて、単純に行政が、これいいですよと、障がいを持つ方に勧めても、それが本当にいいものかどうかというのも、自信を持ってないところもありますし、実際に使っている方が、これはいいよ、というものを、同じような聴覚障がいを持つ方に広めるような、教え合うような仕組みがあればいいのではないかなというところです。

教えてもらった方も、更にまた別の方に教えるだとか、実際に教えてもらったのを使ってみて、こういう使い方もあるよとか、更に情報を共有し合うような仕組みがあればいいと思っているところ。

そして、それによって、(資料の)効果というところに書いている、交流が広まったり、深まったり、そこで友人ができたり、そういった複合的な効果もあるのではないかなと思っています。

そういった、例えば、町内会活動などで、あまり若い方が町内会に入っていないというのもあるのですが、比較的若い方、40代、50代の方が、ご高齢の方に携帯の使い方を教えてと言われて、それを教えます、教えられた方は、便利だね、と言って、それを使いこなすようになって、今度また違う人に教えるというケースもあるものですから。何かそのような場があればいいのではないかなと。それを行政が作るのではなくて、何か、既存の集会だとか集まりだとか、そういったものがあれば、そういったものを活用しながら、今言ったようなことをできればいいかなと思っているのですが、今日、お集まりの皆さん、委員の皆さんのお知恵を何か拝借

できればと思い、協議内容とさせていただきます。

ご意見をいただければと思います。

<大谷推進員>

はい。説明ありがとうございました。

これは多分、聴覚障がいを持つ方の資料として今日いただいたのですが、その他のことにも繋がることはたくさんありますよね。

そうしたものも含めて、先ほどのちょっとした配慮の事例のことと合わせて、協議してここで何を決めるということではなくて、そういう視点も、やはり行政ではなく、広く地域の中に広がっていけばいいねという、そういう見方も必要だねっていうことをお示しいただいたと思うので、この方法についても、聴覚障がいに限らず、各市町村それぞれの地域の中でも、あったらいいな、こういう方法もなんかいいみたいだよ、というのがありましたら、また出していただくというようなことでよろしいでしょうか。

<守谷委員>

ありがとうございます。

おっしゃるとおり、今すぐということではなくて、今日いったんお持ち帰りいただいて、また次回のときに、こういうのいいんじゃないとか、またご提案いただくということで、可能であればお願いしたいと思います。

<大谷推進員>

はい。皆さんよろしいでしょうか。

頭の中にちょっと入れていただいて、日々生活していただきたいと思います。

それでは全体を通じまして何か、せっかくの機会ですので、皆さんからありませんか。

はい、保村委員お願いします。

<保村委員>

今ちょっと思ってたのが、何か出前講座みたいなので、携帯電話の会社とかでやっているんですかね。

<大谷推進員>

やっているよね。

<保村委員>

やっています？そういうのとかが、どこかの団体、当事者団体と繋がったらいいなと、ちょっと思いました。

私がちょっと確認したかったのは、障害者虐待防止法が、平成24年でしたかね、から施行されてるんですけども、その前から北海道障がい者条例の中に、暮らしづらさ、就労と、権利擁護という3本立てで、全国に先駆けて、障害者虐待防止ということで、申し立てがあったら対応する、協議するということがあったかと思っていて、そのんですけども、障害者虐待防止法が施行された以降は、養護者による虐待、

施設での虐待、雇用先での虐待というのは、第一義的に市町村とか、市町村にある虐待防止センターの方に通報するという事になっているかと思うのですが、場所が、それ以外のところで起きた事案について、申し立てや通報する先が、この地域づくり委員会ということでいいのか、そこがちょっとやむやなんですよ、私の中で。起こった場所がその3つ以外の場合に対応するという（理解でよろしいか）。

<大河内課長>

区別はないです。ただ、今おっしゃったとおり、条例ができたとき、まだ障害者虐待防止法ができる前だったので、申し立てをする場所がなかったということで、その受け皿になったのは事実。平成24年度に法律ができたので、今おっしゃったとおり、基本的に、一義的にはまず市町村に訴えてくださいということになりました。

当委員会に申し立てしてもらっても構わないのですが、現実問題として、まずその調査などに入るのがどうしても遅くなってしまったりとか、実際、事業所であれば、社会福祉課の事業指導係、あるいは、市町村で設置してる事業所であれば市町村だったり、がすぐに動くような仕組みができてますので、現実的には、そういった3つのところについては、当委員会に訴えていただくことのメリットというのが、あまりなくなってきているので、現実的ではないのが実際のところなんです。

ですので、3つ以外で、もし何かそういった事案が発生した場合は、訴える場所がわからないということもあり得ますので、そういった場合は当然、こちらの方に申し立てしていただくことはかまわない、そのような解釈をしていただけるとよいと思います。

実際のできる・できないというよりは、どこに訴える方が一番効果的で迅速なのかということを考えていただくと、委員会だとちょっと機動性があまりないのが現実なので、結局委員会に訴えていただいてもですね、当課の中の、事業指導係の方に情報提供して、また市町村の方に話がいったら、というふうに、あっという間に広がっていくことになると思いますので、そんなイメージをしていただけるといいと思います。

<保村委員>

今のところ、私が所属しているところの町の中で、その3つ以外のところでの、虐待の相談であるとか通報とかは、発生してはいないというか、私の方で把握しているものはないのですが、もしそういう相談が寄せられたときに、私自身が通報者となって通報することも起こり得るだろうなというふうに思ったときに、どこに通報することになるのか、もしかしたら、その3つ以外だったとしたら、地域づくり委員会に申し立てするということになるのかなというふうに考えていました。

<大谷推進員>

相談しやすいというか、その人が相談できる場所というのがまずは大事かなと思うんですよ。そこが担当かどうかは別にしても、その人が一番相談しやすいところにまずは相談するのがよいと思うんですけど、それぞれの分担というか 迅速性

だったりとかはあるかもしれないですけど。本日ちょうど基幹相談センターの中村主幹が見えているので、ちょっと教えていただけることがあったらお願いします。

<中村主幹>

法律上は、その3つに分類できなくとも、やはり自治体にまずは第一義的に相談というふうになっています。

実際、取り扱った事案でどれにも分類できないものもありました。虐待の調査に入れる団体、機関も決まっておりますし、まずはいったん、行政に相談をしていただいて、各自治体で対応が難しい場合は当然、振興局に相談して一緒に対応を進めて参りますし、何よりもその、虐待か否かを判断することは自治体でなければできないので、やはり自治体に一報いただくのが一番かなと思います。

<大谷推進員>

はい、貴重なご意見ありがとうございます。

その他、何か皆さんからないでしょうか。

それでは、事務局の方にお返しします。

(閉会)